

改正された裁判員法の概要

1 改正に至る経緯

① 「裁判員制度に関する検討会」での検討

- ・ 平成21年5月、裁判員法施行。
- ・ 平成21年9月から平成25年6月までの間、刑事法の研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等の有識者からなる「裁判員制度に関する検討会」において、裁判員法の施行状況等につき検討。

② 法制審議会での審議

- ・ 「裁判員制度に関する検討会」の検討結果を踏まえ、平成25年10月、裁判員法改正について法制審議会に諮問。
- ・ 平成26年7月、後記4点につき裁判員法の改正を答申。

(参考)

裁判員法附則

第9条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

2 新設された規定の概要

① 非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外

- ・ 審判期間が著しく長期又は公判期日が著しく多数で、裁判員の選任等が困難な事案は、裁判官のみで審判を行う。
(第3条の2)

② 災害時における辞退事由の追加

- ・ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務を行う必要があることを辞退事由として明記。(第16条第8号)
(例) 豪雨で裏山が崩壊し、自宅が崩壊

③ 非常災害時における呼出しをしない措置

- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害で交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者は、呼出しをしないことができることを明記。(第27条の2, 第97条第5項)
(例) 東日本大震災で被害を受けた地域

④ 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護

- ・ 裁判官, 検察官, 被告人, 弁護人は, 裁判員候補者に被害者特定事項(注)を正当な理由なく明らかにしてはならない。(第33条の2第1項)
- ・ 裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は, 裁判員等選任手続で知った被害者特定事項を公にしてはならない。
(第33条の2第3項)

(注) 被害者特定事項とは, 氏名及び住所等被害者を特定させることとなる事項をいう(刑訴法290条の2)。